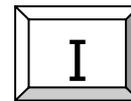


■ 痴ほうケアシステム検討委員会設置の経緯および目的



1. 検討委員会設置の経緯

(1) 練馬区高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）

練馬区高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）：平成 15～19 年度の策定にあたって、「痴ほう性高齢者への支援プロジェクトチーム」を設置し検討した。計画の内容は、痴ほう予防に関する啓発・健康教育、痴ほう総合相談窓口の整備と情報の共有化、家族会の育成・支援、痴ほう性高齢者グループホームの整備、痴ほう性高齢者徘徊探索サービスなどである。

今後の課題として、痴ほう性高齢者の早期発見、ケアプランの標準化、痴ほう予防、区全体の社会資源の有効活用などがあげられた。

(2) 練馬区介護保険運営協議会

平成 16 年 1 月開催の介護保険運営協議会では、「痴ほうになっても地域で生活し続けるためには」というテーマを掲げ議論した。様々な意見が出される中、今後、区としては、痴ほう対策の取り組み方針を明確に定めていくこととした。

以上の経過を踏まえ、練馬区の痴ほう性高齢者施策について総合的に検討するため、平成 16 年 4 月に、保健福祉部や保健所等の関係部署から成る、「練馬区痴ほうケアシステム検討委員会」が発足した。

2. 検討委員会設置の目的

平成 12 年度に介護保険制度が開始され 4 年が経過した。その間、要介護認定者は増え続け、練馬区の要介護認定者数は、16,923 人（平成 16 年 3 月末現在）となっている。そのうち、何らかの痴ほうを有する高齢者（痴呆老人自立度 I 以上）が占める割合は 6 割を超えているとの調査データも出ている。

今後、痴ほう性高齢者は増加する傾向であり、これからの高齢者介護は、予防から介護（重度）にいたる全過程で、痴ほう性高齢者への取組みが大きな比重を占めるこ

とを前提としたシステムに転換していかなければならない。しかし、現在、全般的に痴ほうケアは身体ケアに比べ遅れている状況にある。

そこで、この問題に取り組むため、まず練馬区の痴ほう性高齢者に対する施策の現状を調査する。次に既存サービスが十分に活用されるための検討と、新たに取り組むべき課題を明らかにする。そして、最終的には痴ほうケアシステムを再構築することをめざす。

以上のことを目的として、検討委員会を設置し、さらに現場の実態を踏まえて具体的に検討をするため、作業委員会を設置した。

3. 作業委員会の検討事項

- (1) 痴ほう性高齢者に対するケアの理想像を描く
- (2) 練馬区の痴ほう性高齢者施策の現状を調査する
- (3) 取り組むべき課題を明らかにする
- (4) 既存サービスについて痴ほう性高齢者対応型サービスへの転換を検討する
- (5) 痴ほうケアシステムの再構築を検討する